

利用者負担等に係る論点について

※赤字の部分は、第3回に提出した資料13からの追加・修正

①2・3号認定に係る所得階層について

【主な論点】

- ・階層をもっと増やしてはどうか。
- ・階層ごとの金額差を少なくしてはどうか。
- ・特に高所得の階層について、さらに階層を増やしてはどうか。
- ・高所得階層だけでなく、全体で相応の負担を考えてはどうか。

【市の視点】

- ・階層を、現在の17階層から、25～28階層程度に増やす。
- ・階層ごとの負担額の差をできるだけ均一にする。
- ・高所得階層を新たに区分し、最高金額を引き上げる。

②標準時間認定と短時間認定について

【主な論点】

- ・保育時間に差があるので、利用者負担額もそれに合わせて差をつけてはどうか。
- ・運営費にも差が生じるので、負担額もそれに合わせて差をつけてはどうか。
- ・差をつけない取扱いは考えられるか。
- ・現状の負担割合のままでいいのではないか。

【市の視点】

- ・標準時間認定と短時間認定の利用者負担額に差をつける。
- ・金額差は、保育時間の差を基準とするが、運営費の差も考慮し、1割程度とする。

③年齢別の負担額について

【主な論点】

- ・年齢ごとにかかる費用には差があるので、差をつけてはどうか。
- ・特に0歳児は1・2歳児と配置基準も異なり、費用差もあることから、区分を設けてはどうか。
- ・3歳と4・5歳は2号認定では区分を設けているが、1号認定では区分が無い。2号認定も1号認定と同様に差をつけない取扱いは考えられるか。
- ・0歳児はリスクもあることから、応分の負担が必要ではないか。

【市の視点】

- ・0歳児と1・2歳児に利用者負担額の差を設ける。
- ・金額差は、運営費の差や配置基準の差も考慮し、2割～3割程度とする。

④非課税世帯の負担額について

【主な論点】

- ・非課税世帯であっても、国基準に合わせて、低所得世帯等以外の世帯は有料としてはどうか。
- ・保育所では食費も負担しているのだから、在宅でも食費はかかるものであり、有料とすることが必要ではないか。
- ・全体で相応の負担を考えてはどうか。

【市の視点】

- ・非課税世帯のうち、低所得世帯等以外の世帯で利用者負担額を有料とする。
- ・金額は、全体の階層設定・負担額設定の中でバランスを考慮し定める。